

返戻金制度

紹介した被採用者が、自己都合又は就業規則違反等の被採用者の責に帰すべき事由により入社後1年以内に退職したときは、以下を基本として報酬を返戻します。
尚、求人者と当社との契約において下記と異なる取り決めを行う場合があります。

返戻金制度の対象期間	返還する紹介手数料
入社から3か月未満の退職の場合	80%
入社から6か月未満の退職の場合	50%
入社から1年未満の退職の場合	10%